

〈人口〉
男 9,057人
女 9,298人
計 18,355人
世帯数 4,083戸

広報あそ子

麻生町1561-9
電話②081100

麻生町役場蔵刷
麻沼幸印

発行所
麻沼幸印

1月のメモ

- 6日 消防出そめ式、町母子福祉大会
- 10日 議会全員協議会、青年婦人議会打ち合せ
- 11日 選挙管理委員会
- 16日 新入学児身体検査
- 16日 鹿行広域観光連絡協議会
- 18日 教育委員会
- 19日 小高小学校統合協議会
- 20日 臨時町議会、納税組合連合会役員会、年金相談
- 21日 農業センサス打ち合せ
- 22日 鹿行文化財協議会
- 23日 民生委員会
- 31日 国保税徴収、国保運営協議会



〔牛堀町から見た麻生町〕

はあそ子になった
あそ子まち

昭和三十年三月三十一日、麻生、太田、大和、行方、小高の五町村が合併して、新しく「麻生町」が誕生してから今年で満二十年になります。これまでは、日本の高度経済成長の中で、麻生町も、農業の機械化、道路の舗装、ハウス園芸、学校施設の整備、専業農家から兼業農家への移向が進み、町の財政規模が年々大きくなると共に、みなさんの家庭の財布も、農機具の購入、電気製品、家用車の購入と大金が動くようになりました。

消費は美徳、使いすて時代といわれてきたのが、一昨年から石油パニックを大きな原因として、資源の有限、物を大切にしようといわれはじめました。

高度経済成長のもとに二十年、麻生町も成人をむかえました。時あたかも、高度経済成長時代から低成長時代へと、国の政策の転換期をむかえ、私たちも、これまでの二十年を反省し、これからの町づくり家庭づくりを考えなければなりません。

豊かな生活とは、良い町づくりとは、町の家庭の未来図は、二十歳になった今、真剣に考えようではありませんか。

あけまして
おめでとう
ございます



麻生町議会議長
平野嘉衛門

昭和五十年の新春を迎え、議会を代表いたし、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。町民のみなさん、あけましておめでとうございます。年頭にあたり、町民各位にとつて幸せな年でありまうお祈り申し上げます。麻生町の町政も、みなさんの協力により、つつがなく進展しておりますことは、みなさんともにお喜び申し上げます。昨年は、諸物価の異常高騰

にもかかわらず当町においては、麻生小学校第一期工事も順調に進んでおります。町道大和四二五号線、同一号線、小高橋門線の拡幅整備、農業振興整備計画、老人福祉対策等に取り組んでまいりましたことは、みなさんとも喜びに堪えないものでございます。

本年においては、麻生小学校第二期工事、行方小学校防音校舎の建設、町道整備、前年に引き続き北浦架橋の促進等住民の福祉高揚のため一層



麻生町長
小沼幸蔵

四鹿川改良は工事中であります。道路拡幅舗装工事等につきましましては、引き続き施行いたしており、社会福祉事業につきましましては、あらゆる角度から施策を講じ明るい社会環境建設に努めております。

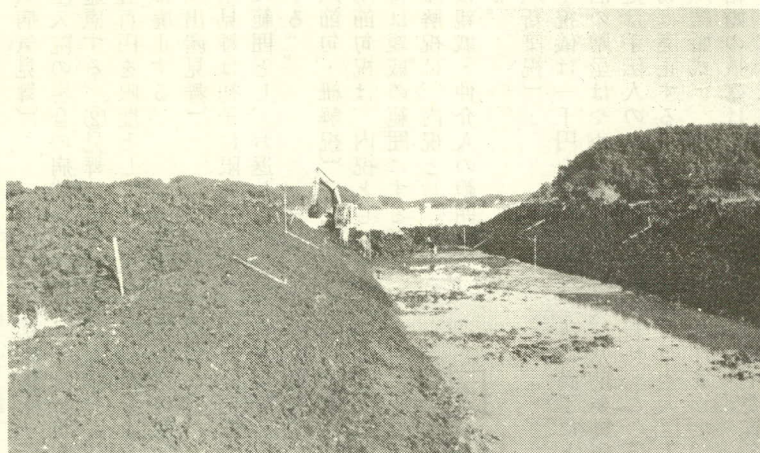
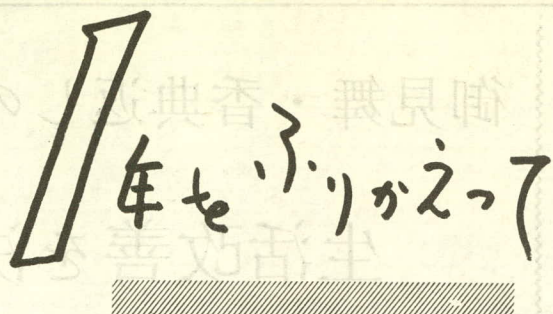
本年も念願である各小学校の新築整備、北浦大橋架橋促進、行方台地縦貫道路整備促進、社会福祉の充実、農畜産業振興、商工業育成等将来を展望し、よりよい町発展実現町づくりのため、微力を全身全霊をもちまして最善を捧げてまいる決意でございます。

町民のみなさん、どうか本年も相変りませぬご後援を賜りますよう、皆様のご健康でありご多幸を心から祈り申し上げます。新年のごあいさついたします。

赤い羽根

赤い羽根歳末たすけあい運動も、婦人会役員のみなどのご協力により、百十三万四千三百円の募金がよせられ、これらは、茨城県共同募金会へ七十五万六千二百円、生活困窮者、長期入院入所者へ三十七万八千八百円が贈られました。

募金をよせられました、みなさんにお礼を申し上げます。

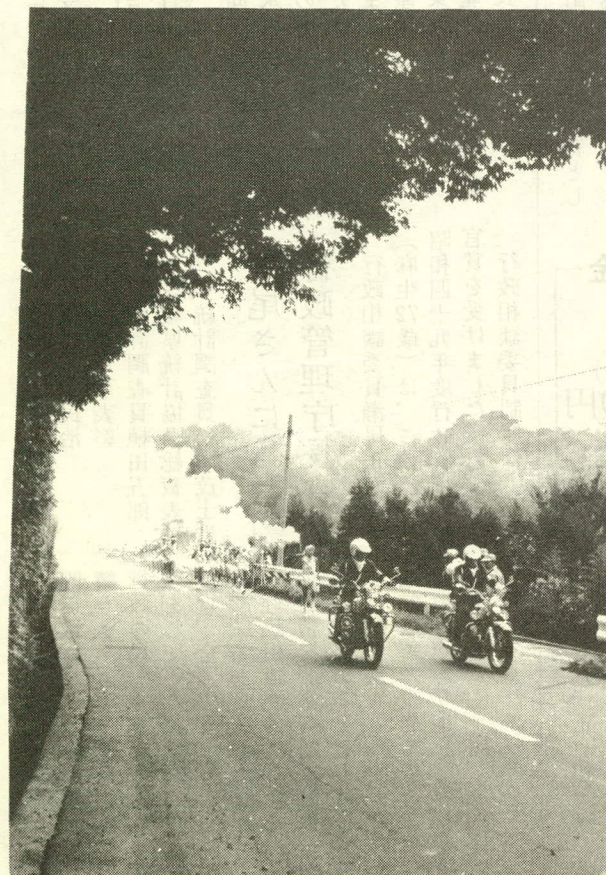


▲造成工事が始められた西方地区土地改良事業

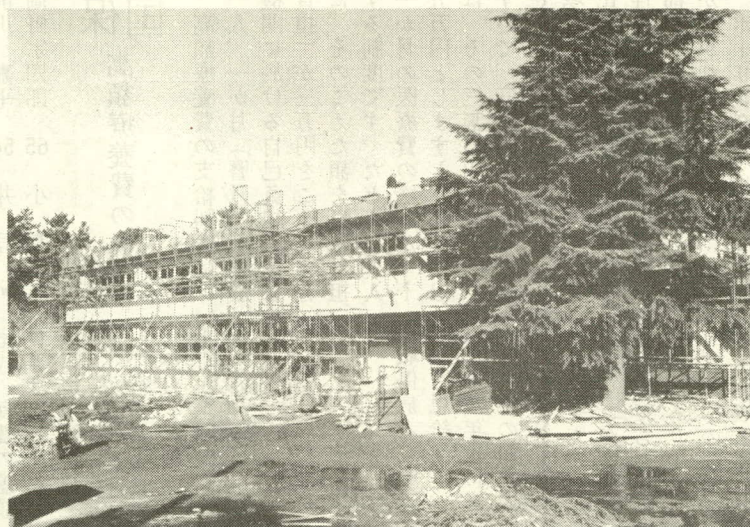


▲広域消防署は、麻生・北浦・玉造の3町村で設置することが決まり、場所は、開拓道路沿いの北浦村小幡になった。

茨城国体炬火リレーで、四鹿の坂を走る
▼伝統の火



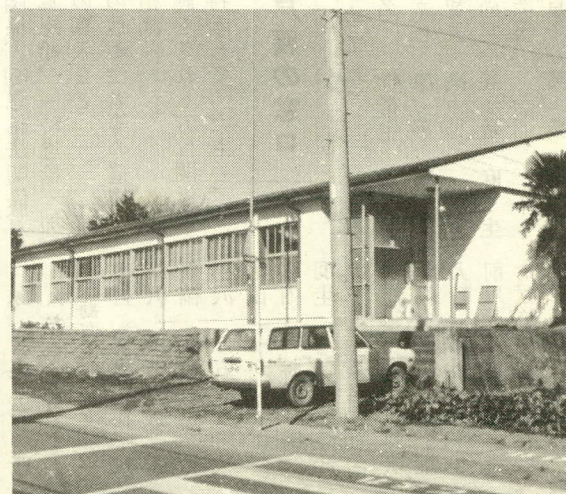
工事の進む町道大和二号線、蔵川にて



▲建設工事の進む麻生小学校、本年度の卒業式は、新校舎でできるように工事の早期完成が望まれる。



▲完成した麻生高等学校



▲麻生税務署跡は、麻生公民館麻生分館として利用されている。

〔善〕 〔意〕

善意銀行へ次のかたが預託されました。

於下の磯山アキさんは、行方小学校へぞうきん百枚。

麻生町婦人連絡協議会は、生活の困っている人へ三千百九十円と衣類十三点。

粗毛老人クラブは、町の福祉事業へ一千五百五十円。

根小屋老人クラブは、町の福祉事業へ一千八百六十五円。

清宮ストア麻生店従業員一同は、町の福祉事業へ一万八千八百六十六円。

四鹿の横田照さんは、町の福祉事業へ五千円。

麻生町生活改善推進連絡協議会が十二月二十五日開かれ、香典返しの廃止等八項目について生活改善をすることになりました。主な内容は次のとおりです。町民のみならず、ご協力をお願いします。

御見舞・香典返しの廃止など 生活改善を決める

- 〔病氣見舞〕
①入院の場合の病院訪問は遠慮する。②見舞は現金で五百円を限度とし、快気祝は廃止する。
〔出産見舞〕
①見舞は初子に限り一千円の範囲とし、お返しは廃止する。
〔節句・紐解祝〕
①節句祝は、内祝とし、招待は親戚の範囲にする。②紐解祝は、内祝とし、招待は親戚・仲介人の範囲にする。
〔新築祝〕
①祝儀は一千円を限度とし酒の贈呈はやめる。②ご馳走は手伝人のみとし、引き物は廃止する。
〔結婚式〕
結婚の披露は、相続人のみとし、お祝は三千円、招待は親戚、組内位として、引き物は廃止する。
〔葬式〕
①花輪は二基、果物籠は五個以内とする(実施中)
②香典返しは礼状のみとする。③しんのうは簡素にし、清めの酒をいただく程度とする。④洗人(陸尺)には履物、手袋、六尺さらしのお籠とする。⑤女中へのお

〔民生委員名簿〕
任期満了にともなう民生委員(児童委員)の改選がおこなわれ、このほど、次の新委員に厚生大臣より委嘱状が交付されました。

民生委員 きまると

氏名	年齢	住所	選出区
濱田源一郎	65	富田	新
松沢正敏	60	富田	新
関とく	60	富田	新
羽生実	69	富田	新
瀬尾正満	72	富田	新
永作権右衛門	59	富田	新
貝塚久平	52	富田	新
野川久寿	62	富田	新
池永克雄	54	富田	新
箕輪辰雄	70	富田	新
小島新衛門	71	富田	新
寺内芳江	62	富田	新
金田とく	64	富田	新
山口静子	64	富田	新
井上宥光	57	富田	新
千葉仁平	62	富田	新
羽生娟子	59	富田	新
大輪義道	60	富田	新
中根五男	49	富田	新
宮内秀夫	66	富田	新
柏葉治男	56	富田	新
内田太右衛門	67	富田	新
磯山正	67	富田	新
大島新平	67	富田	新
今泉源衛	53	富田	新
宮崎ミヤ	50	富田	新
箱根実	65	富田	新
土子作蔵	63	富田	新

〔用途地域の内容〕
一、第一種住居専用地域
この地域は、中高層の住宅も建つような住宅地として良好な環境を保護するための地域である。この地域の中では、工場、劇場、トルコ風呂などは建てられない。
二、第二種住居専用地域
この地域は、中高層の住宅も建つような住宅地として良好な環境を保護するための地域である。この地域の中では、工場、劇場、トルコ風呂などは建てられない。
三、住居地域
この地域の中では、工場、劇場、トルコ風呂などは建てられない。
四、日照などについての配慮
最近、住宅地内で高い建物が建つて周辺の住宅の日当たりや風通しが悪くなる。という日照問題などがあちこちで起きています。そこで、今回定められる第一種住居専用地域では建物の高さは十メートル以下におさえられ、特に、北側の隣地境界では高さの限度は五メートルとし、境界から一メートルごとに一・二五メートルの割合で緩和され、高さの限度が緩和されていく。

氏名	住所	年齢	選出区
小倉幸枝	富田	70	新
横山智高	富田	74	新
小沼尚之	富田	75	新
石神浩美	富田	76	新
仲沢京子	富田	77	新
英勝	富田	78	新
富田	富田	79	新
石津	富田	80	新
大輪忠衛	富田	81	新
前川春雄	富田	82	新
金塚美佐雄	富田	83	新
五町田	富田	84	新

〔用途地域の内容〕
一、第一種住居専用地域
この地域は、中高層の住宅も建つような住宅地として良好な環境を保護するための地域である。この地域の中では、工場、劇場、トルコ風呂などは建てられない。
二、第二種住居専用地域
この地域は、中高層の住宅も建つような住宅地として良好な環境を保護するための地域である。この地域の中では、工場、劇場、トルコ風呂などは建てられない。
三、住居地域
この地域の中では、工場、劇場、トルコ風呂などは建てられない。
四、日照などについての配慮
最近、住宅地内で高い建物が建つて周辺の住宅の日当たりや風通しが悪くなる。という日照問題などがあちこちで起きています。そこで、今回定められる第一種住居専用地域では建物の高さは十メートル以下におさえられ、特に、北側の隣地境界では高さの限度は五メートルとし、境界から一メートルごとに一・二五メートルの割合で緩和され、高さの限度が緩和されていく。

国民年金かけ金
今月から改訂
(1か月)
定額保険料 1,100円
5年年金
※附加保険料については
すえおきです。

〔用途地域の内容〕
一、第一種住居専用地域
この地域は、中高層の住宅も建つような住宅地として良好な環境を保護するための地域である。この地域の中では、工場、劇場、トルコ風呂などは建てられない。
二、第二種住居専用地域
この地域は、中高層の住宅も建つような住宅地として良好な環境を保護するための地域である。この地域の中では、工場、劇場、トルコ風呂などは建てられない。
三、住居地域
この地域の中では、工場、劇場、トルコ風呂などは建てられない。
四、日照などについての配慮
最近、住宅地内で高い建物が建つて周辺の住宅の日当たりや風通しが悪くなる。という日照問題などがあちこちで起きています。そこで、今回定められる第一種住居専用地域では建物の高さは十メートル以下におさえられ、特に、北側の隣地境界では高さの限度は五メートルとし、境界から一メートルごとに一・二五メートルの割合で緩和され、高さの限度が緩和されていく。

〔用途地域の内容〕
一、第一種住居専用地域
この地域は、中高層の住宅も建つような住宅地として良好な環境を保護するための地域である。この地域の中では、工場、劇場、トルコ風呂などは建てられない。
二、第二種住居専用地域
この地域は、中高層の住宅も建つような住宅地として良好な環境を保護するための地域である。この地域の中では、工場、劇場、トルコ風呂などは建てられない。
三、住居地域
この地域の中では、工場、劇場、トルコ風呂などは建てられない。
四、日照などについての配慮
最近、住宅地内で高い建物が建つて周辺の住宅の日当たりや風通しが悪くなる。という日照問題などがあちこちで起きています。そこで、今回定められる第一種住居専用地域では建物の高さは十メートル以下におさえられ、特に、北側の隣地境界では高さの限度は五メートルとし、境界から一メートルごとに一・二五メートルの割合で緩和され、高さの限度が緩和されていく。